

第4期特定健康診査・ 特定保健指導実施計画

令和6年4月

みずほ健康保険組合

【背景・現状】

①背景

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病の割合が増加し、死亡原因の6割、国民医療費の約3分の1を占めるに至っています。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、通院や投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに虚血性心疾患や脳血管疾患の発症に至る、という経過をたどることになります。

生活習慣の改善により、糖尿病等の生活習慣病を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持・向上をはかりながら、医療費の伸びの抑制も期待されます。まさに、生活習慣病対策は、我が国全体にとって、また、健保組合等医療保険者にとっても喫緊の課題となっています。

特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行なう検査です。特定保健指導と併せて、当健保組合の第3期データヘルス計画においても中核となる保健事業として位置付けています。

この第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画（第4期特定健診等実施計画）は、国が定める「特定健康診査等実施計画作成の手引き」に則り、第3期計画（平成30～令和5年度）の経過・実績及び反省点を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた令和6年度～11年度（6年間）の当健保組合の目標・基本的な取り組み内容を定めたものです。

②現状

当健保組合は、金融・保険業の単一健保です。

令和6年3月時点で、事業所数75、対象となる拠点数1,700、総加入者数106,000人（うち被保険者数64,000人）が加入しています。

当健保組合の特徴を整理すると、

- ①母体事業主（中核事業所として、みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券、みずほリサーチ&テクノロジーズ）のほか、金融、保険、不動産、情報通信等多様な関係会社が多く加入している
- ②被保険者の平均年齢は男性45.3歳、女性42.98歳であり、40歳代以上の割合が多く、また、男女比は53：47である
- ③特定健保であり、特例退職被保険者が約2,800人加入している
- ④健康開発センター（大手町、大阪）を運営しており、被保険者の健康管理の中核を担っているなどが挙げられます。

第4期特定健診等実施計画の策定に当たっては、こうした当健保組合の特徴を踏まえた上で、効果的な対策を検討する必要があります。なお、今後の令和6～令和11年度の特定健康診査対象者数については、現時点の30歳代の人数が比較的少ないこと、現在のボリュームゾーンである40歳代以上が高齢化すると想定していることから、特定健康診査対象者（34,373人）、特定保健指導対象者数（4,881人）程度で推移することとしています。令和4年度の特定健診受診者数は41,922人（受診率82.0%）、特定保健指導実施者は3,645人（実施率74.7%）であり、特定健診受診率、特定保健指導実施率ともに健保組合平均より高い水準と考えていますが、単一健保組合の目標（特定健診受診率90%、特定保健指導実施率60%）達成に向けたさらなる対策が課題となっています。

【実施計画】

【実施率目標】

特定健診受診率目標		2022実績	2024	2025	2026	2027	2028	2029
被保 険者	受診者数	33,311	32,689	32,689	32,689	32,689	32,689	32,689
	対象者数	34,373	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700	33,700
	受診率	96.9%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
被扶 養者	受診者数	8,611	9,061	9,811	10,561	11,311	12,311	12,311
	対象者数	16,747	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300
	受診率	51.4%	55.6%	60.2%	64.8%	69.4%	75.5%	75.5%
合計	受診者数	41,922	41,750	42,500	43,250	44,000	45,000	45,000
	対象者数	51,120	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	受診率	82.0%	83.5%	85.0%	86.5%	88.0%	90.0%	90.0%

特保指導実施率目標		2022実績	2024	2025	2026	2027	2028	2029
動機付 支援	実施者数	1,945	1,877	1,863	1,904	1,890	1,876	1,862
	対象者数	2,797	2,760	2,740	2,720	2,700	2,680	2,660
	実施率	69.5%	68.0%	68.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
積極的 支援	実施者数	1,352	1,387	1,367	1,386	1,365	1,344	1,323
	対象者数	2,084	2,040	2,010	1,980	1,950	1,920	1,890
	実施率	64.9%	68.0%	68.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%
合計	実施者数	3,297	3,264	3,230	3,290	3,255	3,220	3,185
	対象者数	4,881	4,800	4,750	4,700	4,650	4,600	4,550
	実施率	67.5%	68.0%	68.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%

【実施率向上に向けて】

特定健康診査

特定健診受診率について、2022年度分において、被保険者は94.1%、被扶養者は57.3%、合計82.0%でした。

当健保組合の課題として、被扶養者の更なる特定健診受診率向上が挙げられます。健保組合目標（90%）達成には約12,000人の受診が必要です。特定健診受診率向上対策として、連続未受診者への受診勧奨の強化を行います。

特定健診受診率実績		2018	2019	2020	2021	2022
被保 険者	受診者数	35,169	34,668	33,473	32,937	32,333
	対象者数	39,399	37,029	35,845	35,067	34,373
	受診率	89.3%	93.6%	93.4%	93.9%	94.1%
被扶 養者	受診者数	14,139	13,291	9,715	10,057	9,589
	対象者数	26,060	21,887	20,504	18,806	16,747
	受診率	54.3%	60.7%	47.4%	53.5%	57.3%
合計	受診者数	49,275	47,959	43,188	42,994	41,922
	対象者数	60,629	58,916	56,349	53,873	51,120
	受診率	81.3%	81.4%	76.6%	79.8%	82.0%

【実施率向上に向けて】

特定保健指導

特定保健指導実施率については、2022年度実施分において、動機づけ支援は69.5%、積極的支援は64.9%、合計67.5%でした。

当健保組合では、2021年度以降遠隔型の保健指導を導入することで、実施率向上を図ってきました。今後については実施率の高い水準を維持するとともに、若年層の保健指導の強化を行い、特定保健指導の流入防止の対策をいたします。

特定保健指導実績		2018	2019	2020	2021	2022
動機づけ支援	終了者数	1,866	1,776	1,683	1,933	1,945
	対象者数	3,380	3,234	3,058	2,869	2,797
	受診率	55.2%	54.9%	55.0%	67.4%	69.5%
積極的支援	終了者数	1,278	1,066	1,176	1,287	1,352
	対象者数	2,693	2,454	2,532	2,159	2,084
	受診率	47.5%	43.4%	46.4%	59.6%	64.9%
合計	終了者数	3,144	2,842	2,861	3,220	3,297
	対象者数	6,073	5,688	5,590	5,028	4,881
	受診率	51.8%	50.0%	51.2%	64.0%	67.5%

①基本方針

当健保組合が定める情報セキュリティ基本方針、ならびに個人情報保護管理規定、システム等運用管理規定を遵守します。なお、当健保組合の個人情報取扱責任者、ならびにデータ保護管理者は常務理事とします。

②保存方法

特定健康診査・特定保健指導の記録については、当健保組合の基幹業務システムに保存しています。同システムは、インターネット環境から遮断し、運用されており、インターネットに接続する通信ネットワーク内のPCを使用した業務処理は、禁止しています。

③記録の取り扱い

特定健康診査・特定保健指導の記録の利用者は、当健保組合職員に限るとともに、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならないこととされています。

④外部委託

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合は、

- ①法令、関連ガイダンスを遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと
 - ②当健保組合の事業目的以外に利用しないこと
 - ③当健保組合と直接の契約関係が伴わない再委託を行なわないこと
 - ④記録利用の範囲・利用者等を契約書で明記するとともに、委託先について定期的に監査を行なうこととして
- います。

現在、当健保組合においては、

特定健康診査・特定保健指導の処理・記録を株式会社大和総研、

特定健診事業は、被保険者は委託を受けた事業所については健康開発センター、その他は各事業所が実施しています。被扶養者は株式会社イーウェルに委託し、けんぽ共同健診として実施しています。

特定保健指導は株式会社エス・エム・エスに委託します。

公表・周知の方法等

第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、当健保組合のホームページに掲載するほか、必要に応じて各事業所の健保担当者にその内容を説明することによって、被保険者及び被扶養者への周知等に関して事業所の協力を得ることとします。

また、被扶養者については、受診案内の際に、分かりやすいリーフレットを同封するなど、特定健康診査・特定保健指導の理解及び参加の促進をはかります。

計画の見直し・改善等

第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第3期データヘルス計画のPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに併せて、毎年、国への実績報告（11月）をもとに実績評価ならびに効果測定を行い、理事会やデータヘルス計画推進委員会等に定期的に報告し、次年度に向けての改善事項等の検討を行いません。

また、第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第3期データヘルス計画と密接に関連することから、その目標達成に向けて、両計画が一体となった事業の展開・評価・改善のPDCAサイクルを確立することを行動の基本に置き、対応することとします。